

様式第 1(第 1 条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 6 年 2 月 26 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第 16 地割 1 番地 1  
葛巻町商工会 会長 吉澤 信光

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第 16 地割 1 番地 1  
葛巻町長 鈴木 重男

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：戸草内修一

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

当会がある葛巻町は、岩手県の東北部に位置し、北は九戸郡九戸村、東は久慈市、下閉伊郡岩泉町、西は二戸郡一戸町、岩手郡岩手町、南は盛岡市に接し、周囲を標高1,000m級の山々に囲まれた山間地帯である。総面積434,96km<sup>2</sup>で、全体の約85%が森林で占められ急峻な山岳と渓谷、そしてなだらかな高原が織りなす複雑で変化に富む地形となっている。

地域の交通網は、鉄道、高速道がなく、公共交通機関としては盛岡市と久慈市を結ぶ長距離バスが一日5往復あり、町内の主要部を經由している。

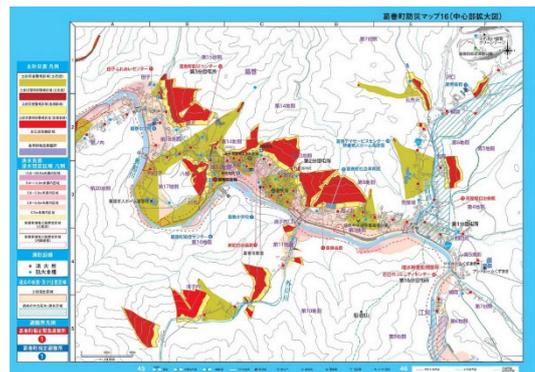
町を東西に横断する281号、南北に伸びる340号が町の中心付近で交差して動脈となっている。

(1) 地域の災害等のリスク

当会がある葛巻町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から葛巻町国土強靱化地域計画を策定しており、同計画を参考として自然災害等の規模については、過去に岩手県又は葛巻町において大きな被害が発生した大規模自然災害を踏まえ、主に次のような災害の発生を想定している。

ア (風水害・土砂災害)

葛巻町は、町内を水源として青森県八戸市の太平洋に注ぐ馬淵川が南北に流れ、数本の支流が合流している。そのため、【過去における主な災害記録】からも読み取れる通り、台風、豪雨の被害が多く、急激に水量が増えることで冠水、土砂の流出、路肩や路面の崩壊等が発生している。また、山間地帯にあるため、過去にも土砂災害が生じている。



イ (地震)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、町内で震度5弱を観測したが、本町においては幸い大きな被害はなかったものの、町北部の一部が折爪断層帯にあり、予断を許されない状況にある。(右表：地震ハザードカルテ・葛巻地域一部抜粋)

□ 30年、50年地震ハザード			
超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の 揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	75.4
		震度5強	30.3
		震度6弱	5.2
	震度6強	0.3	
震度の値 今後30年または50年間にある値 以上の確率で見舞われる震度の 値です。	30年	3%	6弱(5.6)
		6%	5強(5.4)
	50年	2%	6弱(5.8)
		5%	6弱(5.6)
		10%	6弱(5.5)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値 以上の確率で見舞われる地表の 最大速度の値です。	30年	3%	50.0
		6%	41.1
	50年	2%	65.6
		5%	53.1
		10%	44.0
		39%	26.5

ウ (感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルスといった感染症は、10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、季節性や流行性があり、ほとんどの人が感染症におけるウイルスに対し免疫を獲得していないため、大きな健康被害や、これに伴う社会影響をもたらすことが懸念されている。

そのため、当会がある葛巻町では、感染症を予防するため、いち早く予防接種の推進に取り組むなど蔓延防止を図っている

## エ (その他)

葛巻町は、北上山地の中にあつて内陸部と太平洋のほぼ中間に位置しており、標高の高い地帯に位置しているため、内陸型の寒暖の差が激しく、高原ないし盆地的な気候を示す地区が多く、県内では気温は低温地帯に属している。年降水量は、1,000ミリメートル前後で、県内でも降水量は少ない方である。また、年間最深積雪も県内では少なく100センチメートルを超えることは稀であるが、平成22年には観測史上1位の114センチメートルの積雪を記録している。低温地帯であることと合わせると災害発生要素でもある。

近年の異常気象も含め、年平均値で6～9月に降水量が多く、梅雨型、台風型の特徴を表していると考えられる。これら自然条件や地形状況から見て台風・洪水・地震・林野火災等の災害発生原因を内包していると思われる。

### 【過去における主な災害記録】

発 生 年 月 日	種 別	災 害 内 容
平成 18. 10. 6～10. 8	台風	台風 16 号
平成 22. 7. 3	豪雨	大雨による土木被害
平成 22. 7. 17	豪雨	大雨による土木被害
平成 22. 7. 24～7. 25	豪雨	大雨による土木被害・住宅被害
平成 22. 12. 31～23. 1. 1	豪雪	葛巻町 積雪 114 cm(観測史上1位を更新)
平成 23. 3. 11	地震	東日本大震災 葛巻元木 (5弱)
平成 23. 9. 21～9. 22	台風	台風 15 号
平成 26. 5. 30	林野火災	葛巻町・岩手町
平成 28. 8. 30	台風	台風 10 号

(出典：「葛巻町国土強靱化地域計画」より抜粋)

## (2) 商工業者の状況

葛巻町内の商工業者は、町内の国道281号・340号、県道15号・30号等の沿道に分散しており、交通・物流含めて事業継続はこれら主要幹線道路に依存している状況である。

- ・ 商工業者 230 事業所
- ・ 小規模事業者数 192 事業所

### 【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
建設業	31	28	町内に広く分散
製造業	24	19	町内に広く分散
卸・小売業	85	68	葛巻地区を中心に広く分散
運輸業	4	3	町内に広く分散
サービス業	86	74	葛巻地区を中心に広く分散
合 計	230	192	

(商工業者数及び小規模企業者数は、令和元年経済センサスより抜粋)

### (3) これまでの取り組み

#### 1) 当町の取り組み

##### ・地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

葛巻町の全域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、葛巻町防災会議において「葛巻町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項の他、住民や事業所の防災に対する役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対応策について定めている。

##### ・防災及び感染症等対策備品の備蓄

「葛巻町地域防災計画」に基づき、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

##### ・感染症に対する取り組み

感染症の発生、まん延の防止及び重症化を防ぐために、予防接種事業の推奨・普及啓発を推進するとともに、費用の一部を助成するなど住民の費用負担軽減を図っている。

#### 2) 当会の取り組み

##### ・災害時における会員被災状況の収集

これまで、平成23年東日本大震災をはじめ台風等の自然災害の際、巡回等により会員事業者の被災状況の情報収集を行い、被害状況を当町並びに岩手県商工会連合会に報告している。

##### ・事業者BCPに関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制後のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

##### ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及及び加入促進を行っている。

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、平時・緊急時の対応を推進できる、専門知識やノウハウを持った人材が十分にいない状況にある。

加えて、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題となっている。

感染症対策においては、地域内小規模事業者等に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備

蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知してきたが、まだ浸透していない状況にある。

具体的には、以下の3つの項目が課題としてあげられる。

・ **事業者BCPの策定支援**

事業者BCPの策定を始めとする防災、減災対策に関する町全体の取り組み状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する取り組みも本格化しておらず、特に自力での取り組みに限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

・ **策定支援スキルの向上**

職員の事業者BCP策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加えて専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

・ **応急対策に関する町と商工会の連携体制の整備**

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具現化されていない。

### III 目 標

「葛巻町地域防災計画」に基づき、今後発生が予想される大規模自然災害等への中小企業等の事前の備え等について、葛巻町及び葛巻町商工会が共同支援する体制を構築していく必要があり、特に、いかなる災害が発生しても経済活動が機能不全としないことを目標に事業継続力強化のため、次の取り組みを行うものとする。

・ **小規模事業者へのBCP策定支援の強化**

災害に伴うリスクを再認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家及び関係機関(損害保険会社等)との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定に係る支援を強化していく。

・ **情報伝達手段及びルートの確立**

災害発生時において、必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、葛巻町及び葛巻町商工会における情報伝達の手段及びルートを構築のうえ確立する。

・ **迅速な応急・復興支援のための連携体制の確立**

災害発生時の速やかな応急対策や復興支援が行えるよう、各組織内の体制確立及び関係機関との連携を密にできる体制を平時から構築する。

・ **感染症流行対策**

各事業者における検温の実施、消毒液や空気清浄機及びアクリル板の設置などについて、葛巻町と連携しながら、感染拡大防止と感染リスク低減の環境を整備する。

・ **成果目標**

町内小規模事業者等に対し、商工会における人員体制を考慮したうえで、小規模事業者に「事業継続力強化計画」の策定支援を推進し、年1事業所の「事業継続力強化計画」認定を目標にするとともに、毎年1事業者でも多くの認定企業を増やせるように策定支援を実施して

いく。

項目	目的	目標
事前対策の必要性を周知	地域内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等のリスクを認識し、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催／年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	「事業継続力強化計画」策定希望事業者へ円滑に支援するため、職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催／年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うため職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催／年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策がおこなえる体制の構築	防災訓練への参加／年1回

・その他

環境の変化等による状況に応じて、本事業計画内容の見直しを図る。また、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

葛巻町と葛巻町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

葛巻町	葛巻町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催及び「事業継続力強化計画」策定支援、フォローアップ
本事業継続力強化支援計画策定に係わる助言・指導	本事業継続力強化支援計画策定（「危機管理マニュアル」作成含む）
小規模事業者に対する災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
当該計画に係わる（防災）訓練の実施	
応急対策及び復旧支援	

### 〈1. 事前の対策〉

葛巻町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱することなく速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

小規模事業者に対するBCP策定は不可欠との啓発を目的として、計画期間中における各年度の事業計画にある次の事業に目標を定め、その達成に向けた取り組みを行う。

##### ・防災関連資料によるリスクの周知

経営指導員等による巡回指導の際に、葛巻町防災マップなどを活用しながら事業所地の自然災害等のリスク及び影響低減のための取り組みや各種対策（事業休業への備え、共済加入等）について説明する。

##### ・各種媒体を活用した啓発

葛巻町の防災情報連携システムやくずまきテレビ、アプリ(ライフビジョン)等を活用した防災情報の発信、葛巻町商工会の会報等で国施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。

なお、感染症の現状や感染症流行対策については、各家庭や事業所に設置している告知端末を活用して基本的感染対策の周知・徹底などを図るほか、ワクチン接種などの感染リスク低減に係る情報を発信する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会「危機管理マニュアル」の作成。(令和6年1月作成)

#### 3) 関係機関との連携

職員向けの研修会を含むBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損害保険会社等に協力を求める。また、関係機関への啓発ポスター提出等の配架を依頼する。

なお、感染症流行に対しては、感染リスクや感染の影響がはっきりとしてきた段階で、各種保険のリスクファイナンスとしての役割等の紹介を実施する。

#### 4) フォローアップ

小規模事業者におけるBCP策定の取り組み状況について、毎年度、策定の有無、内容等の情報を整理するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、(仮称)葛巻町事業継続力強化支援協議会(構成員:葛巻町・葛巻町商工会)を開催し、事業者BCP策定の状況確認や改善点について情報共有を図りながら協議していく。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模な自然災害が発生したと仮定し、災害発生時において、必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、葛巻町及び葛巻町商工会における情報伝達手段及び伝達ルートの確認等を行うほか、必要に応じて訓練を実施する。

実施時期	年1回及び必要に応じて適宜開催
訓練内容	・発災後の連絡手段等の確認 ・発災後の指示命令系統、連絡体制の確認
訓練連携先	葛巻町いらっしやい葛巻推進課

## 〈2. 発災後の対策〉

発災時には人命救助を最優先にしながら、次の手順で地区内被害状況を把握し、応急対応の方針決定や関係機関への連絡等の対策を進めるものとする。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### ・ 応急対策の定義

応急対策とは、葛巻町のBCPと葛巻町商工会の危機管理マニュアルに加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことを言い、中でも、本計画の中で葛巻町、葛巻町商工会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

#### ■ 連携して実施する応急対策(非常時優先業務)

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

#### ・ 役職員の安否確認と被害概要及び参集可能人数等の確認

葛巻町のBCPと、葛巻町商工会の危機管理マニュアルに従って安否確認を行うものとするが、次の項目の他、できるだけ情報を集めること。

(1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する被害概要、(3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

なお、感染症流行に関わっては、国内で感染者が確認された以降は、職員や施設に立ち入る人の検温や体調管理のほか、消毒、手洗い等の感染対策の徹底を行う。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
いらっしやい葛巻推進課	【職員】発災後、速やかに連絡網で確認
葛巻町商工会	【職員】発災後、速やかに連絡網で確認 【正副会長】1時間以内に携帯電話で確認 【役員】2日以内に携帯電話で確認 【会員】5日以内に会員の安否確認を実施

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

安否確認後、葛巻町、葛巻町商工会間で安否確認結果や近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について、情報の共有を行う。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
いらっしやい葛巻推進課	課長	室長
葛巻町商工会	事務局長	経営指導員

2) 応急対応の方針決定

安否確認や被害概要等を把握・共有した時点で、葛巻町と葛巻町商工会で応急対応の実施方針を協議・決定するものとし、想定する対策の内容は概ね次の判断基準とする。

また、感染症流行関連では、葛巻町感染症対策本部での協議結果等を踏まえ、住民及び関係団体への情報発信のほか、事業継続のための勤務体制の検討等を行う。

■被害規模の目安と想定する応急対応の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模被害がある	・10%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害 ・1%程度の事業所で「床上浸水」等、大きな被害 ・被害が想定地域で連絡が取れない、交通網が遮断で確認できない	① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務 ③ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害 ・0.1%程度の事業所で「床上浸水」等、大きな被害	① 緊急窓口相談の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

\*なお、連絡が取れない区域は、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
発生後～1 週間	1 日に 2 回(正午、17 時)
1 週間～1 カ月	1 日に 1 回 (17 時)
1 カ月以降	1 週間に 1 回 (金曜日)

〈3. 災害発生時における指示命令系統・連絡体制〉

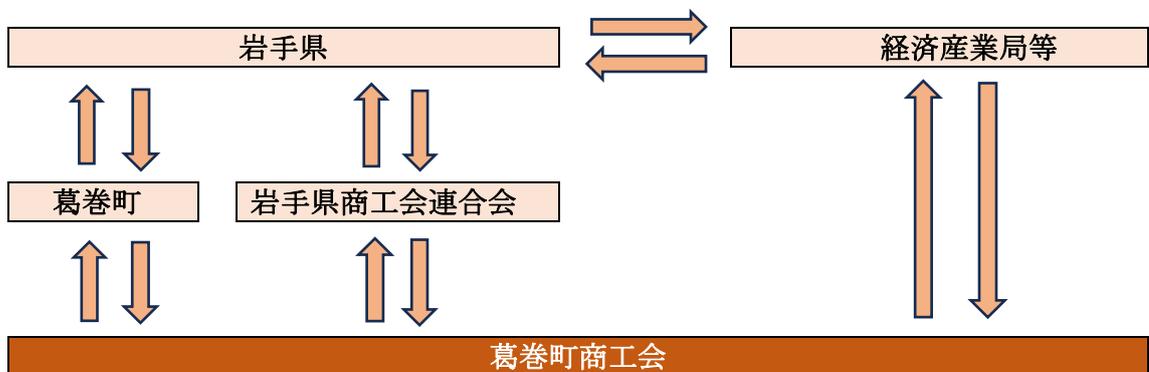
発災時に、事業者からの被害状況報告と指揮命令の仕組みを構築し、2次被害防止のため被災地域での活動を行うことの決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有情報の県等への報告方法について予め確認しておく。

なお、感染症流行の場合は、国や県及び葛巻町からの情報や方針に基づき、葛巻町商工会と葛巻町災害対策本部が共有した情報について、それぞれ岩手県及び岩手県商工会連合会に報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

災害等発生時に、地区内小規模事業者からの被害情報の報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。なお、指揮命令系統は、葛巻町地域防災計画及び葛巻町商工会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



2) 2次被害を防止するために被災地域で活動を行うことの決定

(仮称)葛巻町事業継続力強化支援協議会長(いらっしやい葛巻推進課長)が、葛巻町災害対策本部の指示に従いながら活動方針を決定し、葛巻町商工会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

・被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、両者で共通で使用する。

・被害額の算定の対象

葛巻町地域防災計画に基づき、葛巻町商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

◆「非住家被害」とは？

事業用の建物。具体的には店舗、事務所、作業場、倉庫などの被害で建物と一体となった付属設備も対象とする。なお、人が居住する店舗兼住宅のような場合は、当該部分「住家被害」として除いて処理する。

また、「非住家被害」の対象としては、被害程度に関わらず床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとし、葛巻町災害対策本部への被害報告に限っては定めにより「全壊」又は「半壊」の場合のみとする。

◆「商工被害」とは？

建物以外に事業に関する被害。具体的には棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、器具及び備品など）の被害とする。

4) 共有情報の報告方法

葛巻町と葛巻町商工会が共有した情報については、葛巻町商工会は岩手県商工会連合会（以下「県連」という。）へ、葛巻町は岩手県へそれぞれ報告する。なお、県連への報告は、県連作成の緊急時連絡先へのメール及び災害状況報告システムを活用する。

〈4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援〉

・相談窓口の開設

葛巻町商工会は葛巻町と協議の上、安全性が確認された場所で相談窓口を開設する。また、国等からの相談窓口設置の要請を受けた場合は、これに従うものとする。

・被災事業者施設の周知

応急時に有効な被災事業者施設（国・県・町等の施設）は、巡回訪問のほか、会報、ホームページ等により町内小規模事業者等へ周知する。

・感染症流行対策

事業活動に影響を受け、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。なお、感染症流行に関わっては、国内で感染者が確認された以降は、各事業所において検温、消毒及び手洗い等の感染対策を徹底する。

〈5. 町内小規模事業者に対する復興支援〉

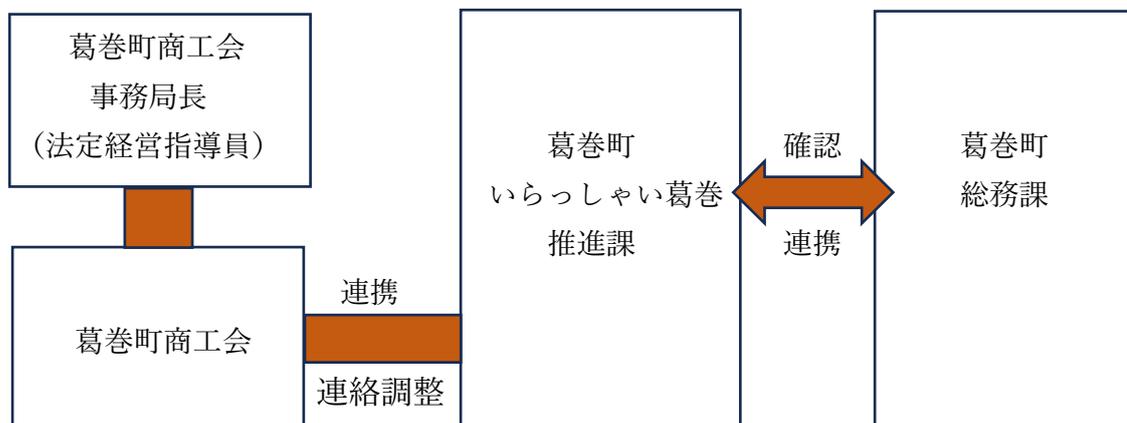
- 岩手県及び葛巻町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会に相談する。

(別表2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

令和6年4月1日

- (1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先  
副主幹 戸草内 修一(連絡先は後述(3)①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)  
葛巻町商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組等を行うものとし、随時、小規模事業者への災害リスクの周知を始め、事業者BCP策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに状況を共有する。また、他の職員に対して指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。  
なお、年1回、(仮称)葛巻町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会/商工会議所=葛巻町商工会  
〒028-5402 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1  
TEL 0195-66-2658 / FAX 0195-66-2815  
e-mail: [kuzumaki@shokoukai.com](mailto:kuzumaki@shokoukai.com)
- ② 関係市町村=葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1  
TEL 0195-65-8983 / FAX 0195-65-8995  
e-mail: [kuzumaki1101@town.kuzumaki.iwate.jp](mailto:kuzumaki1101@town.kuzumaki.iwate.jp)

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区分\年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ セミナー開催	30	30	30	30	30
・ パンフ・チラシ作成	40	40	40	40	40

(備考)必要な資金の額については、見込額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入・葛巻町補助金・岩手県補助金・手数料収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
「連携なし」
連携して実施する事業の内容
「連携なし」
連携して事業を実施する者の役割
「連携なし」
連携体制図等
「連携なし」